
(仮称)越谷市自治基本条例制定に向けて

平成19年 8月

越谷市役所 企画部 企画課

制定状況

北海道	ニセコ町まちづくり基本条例	H13.4	施行
鳩山町	まちづくり基本条例	H15. 4.1	施行
富士見市	自治基本条例	H16. 4.1	施行
草加市	みんなでまちづくり自治基本条例	H16.10.1	施行
久喜市	自治基本条例	H17. 3.1	施行
秩父市	まちづくり基本条例	H17.5.24	施行
新座市	自治憲章条例	H18.11.1	施行

自治基本条例とは

自治の基本理念

市政運営の基本原則

市民の権利・義務

事業者の権利・義務

・
・

など

自治体の
最高規範

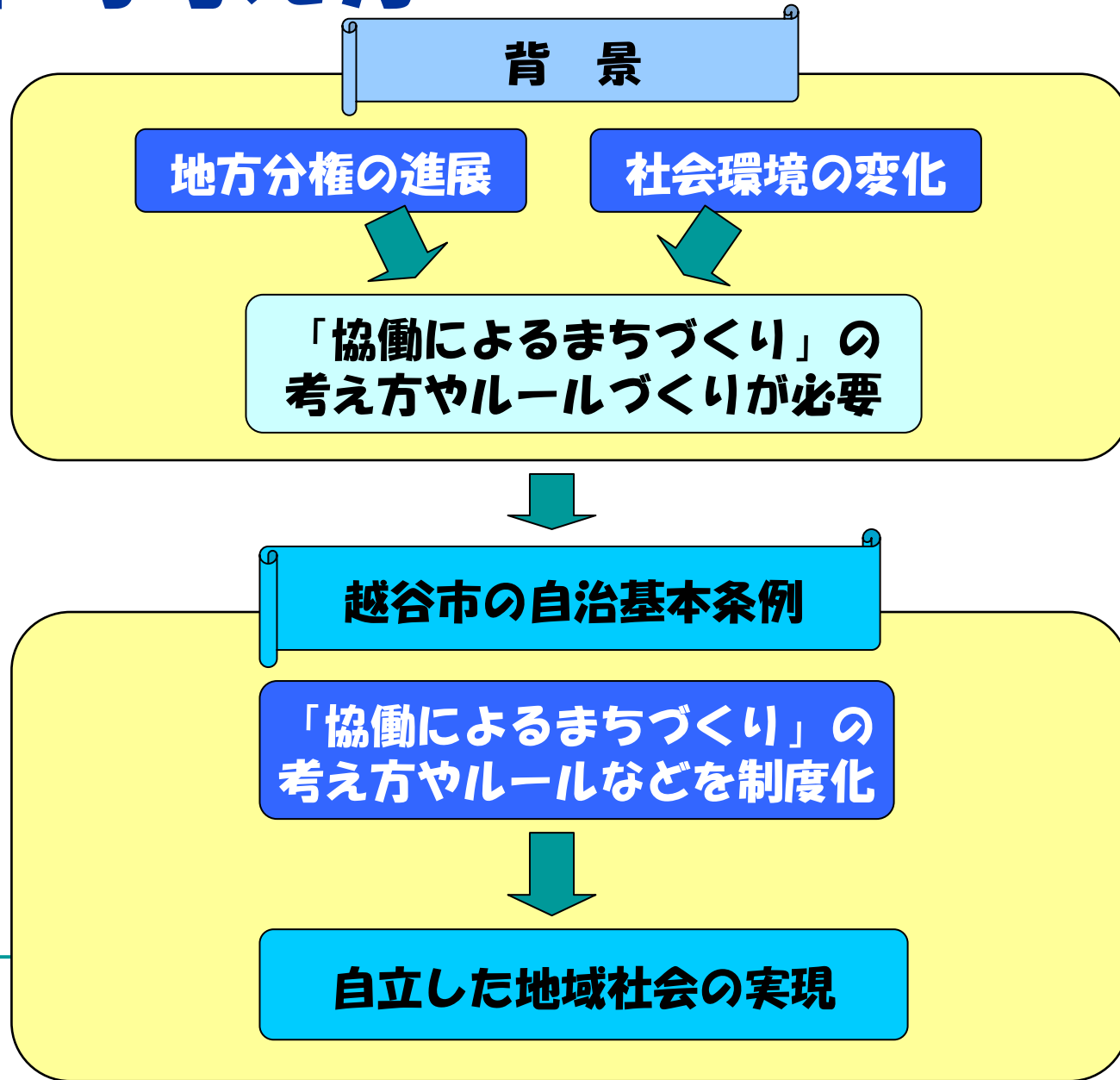
自治基本条例
||
「越谷市の憲法」

条
例

規
則

計
画

基本的考え方



市民による検討

1 基本方針の決定、講演会の開催

- ・自治基本条例について興味を持ってもらう

2 勉強会の開催

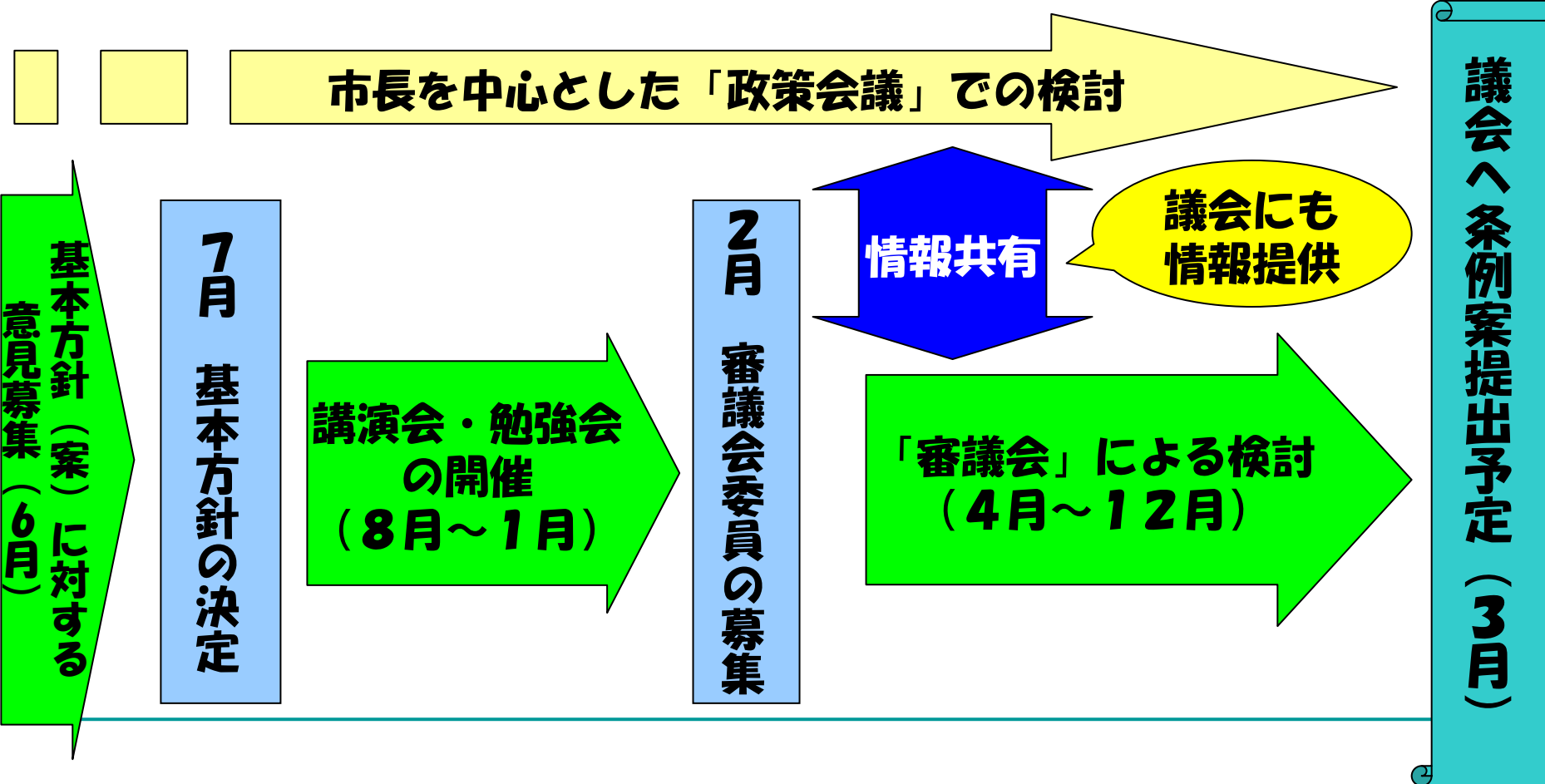
- ・幹事を選出し、市民による自主的な運営
- ・条例の内容についての検討
- ・審議会の運営方法等についての検討
(検討スケジュール、審議会委員の人数、構成メンバー、会議の進め方 など)

3 審議会の設置

- ・公募による市民を中心として構成
- ・白紙の状態から条例案を検討
- ・市長を中心とした「政策会議」と情報共有

制定スケジュール

平成19年度						平成20年度					
4月	7月	8月	11月	12月	3月	4月	7月	8月	11月	12月	3月



総合振興計画との関係

地域のまちづくり

《自治基本条例》

市政運営のルールや
市民等の権利・義務
などを定める

《総合振興計画》

達成すべき目標を
設定し、施策を定
める